

# 公益社団法人松戸青年会議所 運営に関する規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、定款第41条第1項第2号に基づき、公益社団法人松戸青年会議所（以下「この法人」という。）の運営に関する事項を規定する

## 第2章 役員の任務

(理事長)

第2条 理事長は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する

(1) この法人の代表として対外的に発言をして、すべての事業の総括責任を持つ

(2) 公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会、公益社団法人日本青年会議所千葉ブロック協議会その他の会議に出席し、この法人の有する議決権を行使及び意見の発表を行う

(副理事長)

第3条 副理事長は、定款に定める事項のほか、理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する

2 副理事長は、各々分掌の委員会を総括して、活発な活動をはかり、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

(専務理事)

第4条 専務理事は、定款に定める事項のほか、適切な会務の運営のため、会務を担当し、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

2 総会、理事会等の会議の円滑な運営のため、その設営運営を担当する

(室長)

第5条 室長は、定款第19条第1項に定める理事の義務のほか、副理事長と委員長との相互連絡及び調整に努める

(理事)

第6条 理事は、定款で定める事項のほか、次の任務を有する

(1) 理事は、この法人の目的達成のための事業を企画、検討、実施し、かつその成果を認識して、議事録又は報告書をすみやかに理事長に提出する

(2) 常任理事は、定款第45条第1項第3号に定めるこの法人の業務執行の決定について具体的範囲を定める。また必要に応じて理事会が十分に審議するに足りるよう、議案の内容を整理して、提出することができる

(3) 常任理事は、理事長、副理事長、専務理事、室長とする

(4) 理事会における議長は、理事長、副理事長及び専務理事と連絡を密にし、業務遂行意思決定機関である理事会を公正円滑な運営のため、その運営を担当する

(5) 所属委員会の職務分掌について疑義を生じた場合、理事会の決定に従う

## 第3章 理事会

(定例理事会)

第7条 定例理事会は、毎月第4水曜日に開催する。ただし、理事会の決議により定例理事会の開催日を変更することができる

(臨時理事会の招集)

第8条 臨時理事会を招集するには、会日の7日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話その他の方法により所定の日時を置かないで通知することができる

2 前項の通知は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により発することができる

(理事会審議事項)

第9条 理事会は、次の事項を審議する

第9条 理事会は、次の事項を審議する

- (1) 定款及び諸規定に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会、褒賞、懲罰及び除名に関する事項
- (4) 委員会の編成及びプロジェクトチームの設置並びに廃止に関する事項
- (5) 公益社団法人日本青年会議所に関する事項
- (6) 事業計画及び事業報告の承認に関する事項
- (7) 委員会活動の助長及び活動計画の承認に関する事項
- (8) 予算及び決算の承認に関する事項
- (9) 予算執行の監督に関する事項
- (10) その他本会議所の運営に関する事項

## 第4章 例会

(例会の開催)

第10条 例会は、毎年4回以上、開催するものとする。ただし、必要があるときは、理事会の決議により変更又は中止することができる

(出席義務)

第11条 正会員は、すべての例会に出席する義務を負い、欠席又は遅刻をする時は、必ず、所属委員長に連絡しなければならない

2 例会に出席した会員は、必ず所定の出席簿に署名をしなければならない

(アテンダンス)

第12条 正会員は、次にあげる各種行事、出向先の会議、委員会その他の会合又は他の青年会議所の例会に出席する必要があるために例会を欠席する場合は、例会に出席したものとみなす

- (1) 全国大会
- (2) 関東地区大会
- (3) 千葉ブロック大会
- (4) 松戸JC例会日に行われる他の公式行事
- (5) 京都会議
- (6) JCIエリア会議
- (7) サマーコンファレンス
- (8) JCI世界会議
- (9) その他理事会が認める大会、行事及び出向委員会

2 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のアテンダンス承認申込書を次回例会の前日まで、総務を担当する委員会に提出しなければならない

(メーキャップ制度)

第13条 正会員は、一身上の都合により、やむを得ず例会を欠席した場合であっても、他の青年会議所の例会に出席することにより例会に出席したものとみなす

2 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のメーキャップ承認申込書を総務を担当する委員会に提出しなければならない

(例会の主管)

第14条 例会の運営は、理事会で決定した委員会が主管する

## 第5章 室及び委員会

(室及び委員会の構成)

第15条 この法人は、事業遂行のために常設委員会を置き、必要な場合、常設委員会を統轄するために室を置くことができる

2 常設委員会には、委員長、副委員長、幹事、委員若干名をもって構成し、室を置く場合、室長を定める

3 常設委員会及び室は一事業年度限りとし、理事会は、次年度の委員会及び室を編成するとともに各委員会の名称を決定し、12月の臨時総会に報告しなければならない

(プロジェクトチーム)

第16条 この法人は、緊急を要する不測の事態が発生した場合、理事会の承認を得て、理事長は、プロジェクトチームを置くことができる

2 プロジェクトチームの構成は、正会員の中から、理事会の承認を得て、理事長が指定する

3 プロジェクトチームは、一事業年度限りとし、理事会で決定した事業の遂行を任務とする

4 プロジェクトチームは、前項の任務を終了したときに、原則として理事会の承認を得て解消する

5 前項の規定は、理事会の承認を得ない場合は、当該事業年度末日をもって当然に解消されたものとみなす

(委員長、副委員長の役割)

第17条 委員長は、委員会を代表して委員会を統轄し、その任務の遂行につき責任を負う

2 副委員長は、委員会の円滑な運営ができるように、その設営運営を担当し、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代行する

(委員会の開催)

第18条 委員会は、月1回以上開くものとする

(出席義務)

第19条 委員会構成員は、月1回以上委員会に出席しなければならない

2 やむを得ない理由で欠席又は遅刻するときは、あらかじめ所属委員会の委員長の承認を得なければならない

(合同委員会)

第20条 委員会は、事業を行うために必要があるときは、他の委員会と合同して事業を行うことができる

(委員会・理事の種類)

第21条 定款第52条第2項の規定に基づき、下記の通り、委員会・会議・理事を設置する。

- (1) 経済価値向上委員会
- (2) 新働き方推進委員会
- (3) 子供の可能性無限化委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 拡大担当理事
- (6) 財務・コンプライアンス担当理事
- (7) 広報担当理事
- (8) 副専務理事

第22条 前条の各委員会の業務分掌は、次の通りとする。

経済価値向上委員会

委員長 竹内  
洋平

社会の情報化や高度化により消費の成熟化が進み、機能的な価値を提供するだけでは十分ではなく、より消費者を惹きつけることができる情緒的な価値を提供することが求められています。経済価値を高めると共に活気ある地域を創造するためには、魅力的な消費空間を作り、地域内外からの誘客を促すだけでなく、関連する商品をコト消費として一体化した上で提供し、多くの方の関心と呼ぶ新たな価値として発信していく必要があります。

まずは、コト消費を通じて松戸の経済を活性化させるために、松戸市内の経済人を招いて農業という地域産業資源を経済価値体験へ昇華させる手法を提案し、モノ消費としての既存農作物にコト消費としての経済価値を付加して新たな価値を創造する事業を開催することで、求められている価値を提供して新しい消費を生み出そうという意識を醸成します。そして、松戸市内外の消費者の心を掴み、地域経済の発展に寄与するために、異業種でのコラボレーション関係を構築して名産品に情緒的な価値を付加し、そこから生み出される「松戸といえば、コレ!」という新しい価値を広く発信できる事業を開催することで、誘客の実現と消費の拡大に繋げることができる特長ある名産品に対する認知度を高めます。さらに、将来の地域を牽引するリーダーとなるべき青年会議所メンバーが、これからの松戸の在り方を考えるに必要な知識を得るために、千葉県内各地から多くの青年経済人が集まる千葉ブロック大会に参加し、千葉県全体の問題解決を目指して行われる取り組みを学ぶことで、地域課題を解決することが使命であるという意識を高める機会を創出します。

モノに対し新たな価値を提供することができる経済人が増えることで、得ら

れる体験や付加価値によって新たな消費を呼び込むだけでなく、情緒的な価値を発信し消費者の心を掴み続けることによって、地域経済活動を活性化させ、明るい豊かな松戸を創造します。

#### [事業計画]

1. 会員拡大と新入会員への適切なフォロー
2. 総会・例会・地域行事・対外事業等への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 松戸の立地を活かした経済発展に有益な事業の開催
5. 松戸の長期的な経済価値創出事業の開催
6. 千葉ブロック大会への参加

#### [対外事業]

1. 京都会議
2. じゃがいもゴルフ

#### [地域行事]

1. 江戸川フラワーライン

#### 新働き方推進委員会

委員長 加森 公人

少子高齢化による若年労働層の減少に伴い、労働力需給が逼迫されている日本では、求職難から求人難の時代に移行し、人手不足により受注できない等の課題が表面化しています。人手不足を解消し企業が即座にビジネスチャンスをつかめるようになるためには、従来の採用方法や働き方を前提とせず、企業が多種多様な働き方に理解を示し、就労意欲の高い潜在労働力を掘り起こす制度改革や職場環境の見直しにも着手していく必要があります。

まずは、関係諸団体や各地会員会議所メンバーにこれまでの感謝を伝え本年度の運動の方途を力強く発信するために、新年祝賀会をメンバー一丸となって開催し、躍動感溢れるスタートを切ると共に、地域に必要な組織としての信頼と期待を寄せていただけるようなより良い関係を構築することで、地域の課題解決に向けたより大きな運動へと繋がります。そして、企業が多くの人材を採用するために、豊富な知識や経験のみではなく多くの人脈や若手人材への教育能力を持つと共に、働きたいと思う割合が多い高齢者の雇用促進を図る事業を開催し、多種多様な働き方や採用に成功している募集方法を松戸市内の採用責任者へ情報発信することで、時代に即した効果的な募集をする企業が増える契機とします。さらに、企業の業績向上に大きく寄与できる重要な柱になる女性が活躍する場を増やすために、産前産後休職からの復職をしやすくする方法を企業に対して提案し、継続的な採用を容易にする制度や環境、そして新しい企業風土の創造を通じたダイバーシティの活用を促す事業を開催することで、持続的な安定雇用の実現を目指す企業の意識を醸成します。

企業が柔軟な働き方を望む多様な人材を雇用するだけでなく、就労促進を図る制度を導入すると共に、働きやすい職場を追及し継続的な採用を可能とすることで、企業が活力ある人材の宝庫となり商機を逸せずして業績を向上させ、明るい豊かな松戸を創造します。

#### [事業計画]

1. 会員拡大と新入会員への適切なフォロー
2. 総会・例会・地域行事・対外事業等への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 新しい働き方のモデルケースを模索する事業の開催
5. 産休産後の復職を支援する事業の開催
6. 新年祝賀会の開催

#### [対外事業]

1. 関東地区大会・熊谷大会

#### [地域行事]

1. 緑と花のフェスティバル

将来の担い手となる子供は国の宝であると共に、健全な育成は地域の重要課題であり、少子化が進む現在の日本においては、社会全体で子供を育てるための制度の見直しが進んでいます。心身共に大きく成長する小学校中学年期の子供とその親に対し、子供の健やかな成長には子供の持つ可能性を親が最大限に支援することの大切さと、可能性が無限であることを子供自身が感じる大切さを親子で共有する関係や環境を醸成する必要があります。

まずは、子供が夢を思い描いた際に、その実現に向けて親が最大限支援できる体制を築くために、親が自らの価値観から揶揄したり否定したりせず、第一に子供の意思を無条件に尊重すると共に、子供の将来を信じて夢を育てるための関わり方を学ぶ講演会を開催し、未来に向かって生きる子供には不可能を可能に変える力が内在し、その力を極限まで高めてあげることが親の責任であるということ認識してもらうことで、親が子供に未来を切り拓いていく力を付けさせ、子供の夢を親が共に実現させていくという機運を高めます。そして、子供が臆することなくあらゆる可能性を抱いていくために、今までに経験したことのない体験型事業を実施し、そこから得た経験をもとに広がった視野と自由な発想で、自身の将来の夢を改めて考えてみる機会を提供すると共に、親子でコミュニケーションを取りながら夢を叶えるための計画を作成し、夢の実現に向けたプロセスを親子で明確にすることで、子供が目標意識を持ち始め何事にも縛られずに様々なことにチャレンジしようという意識を醸成すると共に、具体的な行動を起こすことが出来るようにしていきます。

子供が秘める未知なる可能性を信じ、子供が抱く夢や目標を最大の支援者として大きく伸ばしてあげることができる親や、新しい経験を通じ様々な可能性を見出し、自由な発想で無限に夢を描くことができる子供たちが増えることで、明るい豊かな松戸を創造します。

#### [事業計画]

1. 会員拡大と新入会員への適切なフォロー
2. 総会・例会・地域事業・対外事業・地域行事等への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 子供の可能性を最大限支援できる環境を創出する事業の開催
5. 子供が自分自身に無限の可能性のあることを自覚する事業の開催

#### [対外事業]

1. タートン訪台・来松

#### [地域行事]

1. 献血活動
2. こどもまつり ちびっこ相撲

#### 総務委員会

委員長 柳田 悟司

新陳代謝を繰り返す組織の基盤となる総務は、組織の下支えとして当たり前のことを当たり前に粛々と職務を遂行してきました。JC運動を連綿と次世代へ繋いでいくためには、メンバー各自が当事者意識を持って課せられた担いを遂行できるように支援すると共に、自らの視点で意見を出し合える環境を構築し、お互いを認め合い高め合うことで自己成長を繰り返し、自己実現をするための組織としてより一層強化させていく必要があります。

まずは、規律性と迅速性を有した健全な組織運営を行うために、会務の根幹である総会、理事会、監事監査等の諸会議の厳正な設営と運営体制を構築していくと共に、会議内容に関する質の向上を追求し、諸会議での決定事項や報告事項を組織内に適切に情報共有することで、参加参画意識が育まれると同時に組織への信頼感を醸成させ結束力を高めます。そして、各委員会がスピード感を持って効果的な事業や運動を展開していくことを可能とするために、事務局の整理、整頓、清掃、清潔、躰の5Sを実施し、必要なモノがあるべき場所にある整然とした事務局の環境を構築することで、各事業や運動を実施する上で

の必要なモノや情報を探し出す時間を削減させると共に、事業構築時間の増大に繋がります。さらに、メンバーが活気に溢れた魅力ある組織となるために、自らの欲求がマズローの5段階説のどの段階にいるのかとその上の段階に達するためのプロセスを理解し、その欲求を満たす事業を開催することで、組織全体のモチベーション向上に繋げ、自己実現のために互いに切磋琢磨して活動に邁進する環境の構築により、個々の自己成長に寄与します。

合理的かつ円滑な組織運営を行うのみならず、メンバーの欲求を満たしつつ、主体的な学びによる成長を通して自己実現を叶え、将来を見据えた地域の社会的課題を解決する運動を発信し、波及させる組織へ成長する礎となることで、明るい豊かな松戸を創造します。

#### [事業計画]

1. 会員拡大と新入会員の適切なフォロー
2. 総会・例会・地域行事・対外事業等への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 総会、理事会等の諸会議の設営
5. 監事監査、中間・年間監査の設営並びに運営
6. 事務局の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）実践による運営の効率化
7. 青年会議所メンバーの欲求を満たす事業の開催
8. LOM内の情報共有、活動記録の適正な管理
9. その他の委員会に属さない業務

#### [対外事業]

1. サマーコンファレンス
2. 全国大会・富山大会

#### [地域行事]

1. 七草マラソン
2. 松戸花火大会

## 第6章 褒 賞

（褒賞の対象）

第23条 この法人の運動に顕著な功績のあった正会員又は委員会に対し、褒賞を行う。なお、褒賞の方法及び内容は、理事会により別に定める褒賞規程による

## 第7章 事務局

（事務局の設置等）

- 第24条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置することができる
- 2 事務局には、必要に応じ事務局長1名、事務局員及びその他の職員を置くことができる
  - 3 事務局長は、理事の中から理事会の決議により理事長が任命する
  - 4 事務局員及びその他の職員は、理事長が任命する
  - 5 事務局長は、事務局員及び職員を指揮・監督し、会計及び庶務を処理する
  - 6 事務局の職務分掌は、次のとおりとする
    - (1) 事務局の管理に関する事項
    - (2) 理事会の開催に関する事項
    - (3) 物品、備品の保管、管理に関する事項
    - (4) その他庶務規則に定める事項
  - 7 前各号の他、事務局に関して必要な事項は理事会の決議により、別に定める

附則

本規程は2019年1月1日より施行される。

